

# ○国立大学法人埼玉大学教員の人事に関する規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第122号

改正	平成16.10.1	16規則170	平成17.1.1	16規則188
	平成18.4.1	18規則47	平成18.6.22	18規則112
	平成19.4.1	19規則36	平成20.3.1	19規則96
	平成24.10.22	24規則34	平成27.2.19	26規則71
	令和3.11.25	3規則19	令和4.3.17	3規則40
	令和5.9.7	5規則28		

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における教員の採用、昇任等の人事については、国立大学法人埼玉大学教職員採用等規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「学部等」とは、各学部及び各大学院研究科をいう。
- (2) 「機構等」とは、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。
- (3) 「学部長等」とは、学部等及び機構等の長をいう。

(教員人事の基本方針)

**第2条の2** 教員人事は、中期目標・中期計画等に掲げる本学の基本方針を踏まえ、次の各号に基づき計画的に行わなければならない。

- (1) 当該学部等又は機構等に関わる教育研究分野に対応した中長期的な体制整備に資すること。
- (2) 中期目標・中期計画等に掲げる教員人事に係る計画を推進すること。

2 広く有為な人材を募るため、教員の選考は、原則として公募によらなければならない。ただし、専任教員における公募により難しい採用若しくは昇任について、当該学部等又は機構等における教育研究上の必要性に鑑み学長が認めた場合は、この限りではない。

(人事計画の承認)

**第2条の3** 学部長等は、専任教員の採用又は昇任を行う場合、原則として4月末までに翌年度の人事計画を学長が別に定める様式により申請し、承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された人事計画について、必要に応じて教育研究評議会の意見を徴し、全学的な観点からその承認の可否を決定する。
- 3 第1項の承認申請に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 学長の承認を得た人事計画に変更が生じた場合は、速やかに学長へ申請し、変

更後の人事計画について承認を得るものとする。

(学部等所属教員の人事)

**第3条** 学部等所属の教員の人事は、第2条の2に規定する教員人事の基本方針に基づき、当該学部等の教授会（教育学研究科にあつては、研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て学長が行う。

2 教授会は、前項の人事の原案の作成その他これに関連する事項を審議するため、人事委員会を置く。

3 人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機構等所属教員の人事)

**第4条** 機構等所属の教員の人事は、第2条の2に規定する教員人事の基本方針に基づき、次項に定める人事管理委員会の議を経て学長が行う。

2 機構等は、人事の原案の作成、次条に規定する資格審査その他これに関連する事項を審議するため、人事管理委員会を置く。

3 人事管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(資格審査)

**第5条** 教員の採用又は専任教員の昇任に当たっては、国立大学法人埼玉大学教員選考基準（以下「選考基準」という。）第3から第6までの規定により、その者の資格を審査しなければならない。

2 前項の審査は、資格審査委員会を設置して行わなければならない。ただし、機構等所属教員については、人事管理委員会において行うものとする。

3 前項の資格審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する非常勤講師については、資格審査を要しない。

(1) 大学の専任の教授、准教授若しくは講師である者又はあつた者

(2) 本学の資格審査委員会又は人事管理委員会においてその資格を認められた者  
(審議対象外の人事)

**第6条** 次の各号の一に該当する人事は、人事委員会又は人事管理委員会の審議事項とすることができない。

(1) 資格審査委員会又は人事管理委員会において審査対象とした資格を否認された者について、否認された日から1年未満の期間の同一の人事

(2) 教授会の議を経て学長が採用又は昇任を否決した者について、否決された日から1年未満の期間の同一の人事

(選考)

**第7条** 教員の採用又は専任教員の昇任の選考は、教授会又は人事管理委員会において、選考基準第2各号に掲げる基本原則を踏まえて行わなければならない。

2 公募による場合は、教育研究分野が近い学外の教員又は研究員2名以上からの推薦書を徴して選考の参考とするものとする。

3 専任教員の採用又は昇任に関しては、あらかじめ教授会において原案の提示説明等を行い、その後の教授会において、出席教授会構成員の無記名投票により選考するものとする。

(審議対象者の退席)

**第8条** 教授会構成員が審議の対象となったときは、その審議が終わるまでの間、審議に加わることができない。

(学長への上申及び決定)

**第9条** 学部長等は、教授会又は人事管理委員会の選考があったときは、直ちに学長に上申しなければならない。

2 学長は、前項の上申を経て、教員の人事を決定する。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等又は機構等において別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10. 1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則47)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則36)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第4項第1号の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成24.10.22 24規則34)

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 2.19 26規則71)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和 3.11.25 3 規則19）

この規則は、令和 3 年11月25日から施行する。

**附 則**（令和 4. 3.17 3 規則40）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5. 9. 7 5 規則28）

この規則は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。